

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、立場の弱い非正規労働者が苦境に陥っている。感染拡大に伴い、従業員を休ませたり、在宅勤務を導入したりする企業が増えるなか、休業期間の扱いや賃金の支払いなどで正社員と比べて不利に扱われているためだ。

「3月中旬から休業してほしい」
あるアジア系航空会社の地上職として勤務する女性は突然、上司から無料対話アプリのLINEで休業を言い渡された。

2日で相談200件
女性は空港で搭乗手続きなどの業務を行っていたが、新型コロナウイルスの流行でアジアを行き来する路線が大幅に減便となり、業務がなくなった。

会社は休業中の給与は、6割を負担すると通知してきた。彼女の手取

休業、非正規にしわ寄せ



全国ユニオンには新型コロナウイルスに関する労働相談が寄せられている

りは月20万円ほどだ。「貯蓄も少なく、6割では厳しい。会社から『今月だけ副業してもよい』といわれたが、勤め先がない」とため息をつく。減便を受け、非正規社員への突如の休業通達や雇い止めは他の航空会社でも発生している」とみられる。

4月からの「同一労働同一賃金」のルールの実行が迫るなか、非正規労働者には強い逆風が吹く。労働組合にも非正規

の労働者からの相談が押し寄せられている。派遣社員やパートの労働問題に取り組み全国ユニオン・ユニオン連合会（全国ユニオン）は7、8日に電話相談を受け付けるホットラインを開設し、2日間でウイルスにまつわる労働相談が77件寄せられた。日本労働組合総連合会（連合）でも3月に入り、新型コロナウイルスに関する労働相談を実施した。2日間で200

雇い止めも不安、支援不可欠

件近くの電話相談があったという。

労組が受ける相談の中でもっとも多いのが、休業の相談だ。企業の休業拡大や顧客の急減によって「出勤しなくてよい」と通知される非正規労働者が急増している。

全国ユニオンの関口達矢事務局長は「休みの間の賃金についての説明がなく、多くの人が不安を抱えている」と話す。ある公立中学校の非常勤職員として勤める女性は、学校が臨時休校になり、翌日からの勤務停止を告げられた。休業中の手当はないと説明されたという。

コスト増嫌う

企業が休業手当を払わなくてもよい範囲はかならず限定されている。例えば大地震などの天災だ。2011年、東日本大震災が起きた際は事業所が倒壊して事業が続けられなかった場合、休業手当を支払わなくてもよいとされた。

専門家の間では、新型コロナウイルス流行の影響で雇い止め（りかん）してない従業員を休ませるのは会社側の責任に基づく」とみられている。「国が非常事態宣言を出した場合は別だが、現時点で会社の営業休止を判断す

るのは会社の自主的な行動」（労働問題に詳しい弁護士）として捉えられ、労働基準法には、会社側の責任において労働者を休業させた時は休業期間中に「労働者の平均賃金の6割以上の手当を支給しなければならない」と定めている。森田多恵子弁護士は個別の事情にもよるが、「多くの場合で休業手当を支払う必要がある」と指摘する。

非正規は契約を打ち切られるかもしれないという心配から「休業手当は強く求めることができない」（関口氏）という。非正規労働者の間では、今後は休業にとどまらず、雇い止めも多発するのではないかとの不安が広がる。連合の総合運動推進局の山根木晴久総合局長は「まず非正規など立場の弱い人たちが真っ先に切られる可能性がある。（派遣切りなど）いろいろなことが起きないように国が支援する必要がある」と政策対応を強く求めている。

企業にとっては厳しい局面が待ち受ける。新型コロナウイルスの世界的